生活だより

苫小牧市立拓勇小学校
生徒指導部　No５
令和７年　７月２５日

きまりを守って楽しい夏休みに！

７月２６日（土）から夏休みがはじまります。３０日間の夏休み、生活目標（学習、生活、お手伝い）をしっかりと立て、生活ルールを守り、毎日を健康で安全に過ごし、夏休みが楽しく充実したものになるように願っています。

夏休みも基本的な生活ルールは変わりません。春にも配布した**「みんなのきまり（拓勇小学校のきまり）」、「児童・生徒生活のきまり（苫小牧市内共通のきまり）」**をこの生活だよりにも載せました。夏休みに入る前にお子さんと一緒に目を通し、ルールの確認をお願いします。

特に夏休み中に気をつけること

１．交通ルールを守る。
　今年度、苫小牧市内では小学生の交通事故が多発しています。また、ななめ横断や車道の飛び出しなどで、あやうく交通事故になりそうなケースもありました。**命を守るため、交通ルールを守るようご家庭でも一言お願いします。**特に住宅街で交通事故が起きやすいので、住宅街での自転車の乗り方、歩き方についても一言お願いします。また、努力義務ではありますが、命を守るために自転車のヘルメット着用お願いします。

２．海や川には入らない。
　苫小牧市内全域において、海や川は遊泳禁止です。毎年全国で水の事故が起きています。危険ですので絶対に海や川には入らないようお願いします。また、プールの事故などにも気をつけてください。

３．帰宅時刻を守る。
　７月、８月の帰宅時刻は、午後６時です。市内全域で帰宅時刻１０分前に放送が流れます。暗い時間帯になると、不審者が出たり、犯罪に巻き込まれる恐れがあります。帰宅時刻を必ず守るように声かけをお願いします。また、外出時には「だれと、どこに、何時ごろ帰る」のかを伝えるようにしておくと安心です。

４．不審者に気をつける。
　今年度も苫小牧市内で不審者の情報が多数あります。特に６月以降急増しています。時間帯では、夕方以降が多くなっています。また、最近はスマホでの盗撮などが増えています。子どもだけで外出する際は、できるだけ人目が多い道を通る、複数で遊ぶなど、被害に遭わないための方法手段などについても、普段から話題に出していただければと思います。なお、**不審者が出た場合は、まず、警察へ（110 又は苫小牧警察署 35-0110）**へ連絡の上、学校（57-2800）にも連絡をお願いします。

令和７年度　　**みんなのきまり**（1・2・3年生）　　苫小牧市立拓勇小学校

１．学校の行き帰り

（1）より道を しないで、きめられた 通学路を 通りましょう。

（2）登校時間（７：５０～８：１０）を まもりましょう。（８：１０には いすにすわる。）

（3）下校時刻をまもりましょう。用事が ないときは 学校に残っては いけません。

（4）持ち物には 名前を つけましょう。

（5）学校の中では 記名章をつけるので、かならずもってきましょう。

（6）下校とちゅうや家に着いてから、学校にわすれものをしたことに気がついても、学校に取りに来てはいけません。

２．遊びのやくそく

（1）外出するときは、行き先や 帰りの時間を 家の人に 知らせておきましょう。

（2）市内全小学校で決められている帰宅時刻をまもりましょう。

４月：午後5時３０分　５～８月：午後6時　９月：午後5時３０分　１０月：午後4時３０分
１１～1月：午後4時　２月：午後4時３０分　３月：午後5時

（3）きけんな遊びは やめましょう。（道路や線路、川、沼では 遊ばない。）

（4）用事がないのに、お店へ 入るのは やめましょう。おうちの人が行っていいよと言った時は、お店で買い物をしてもかまいません。ただし、公園などの外で、食べたり飲んだりするのは、大人の人といっしょのときだけです。自動販売機の利用も、外はもちろん、沼ノ端スケートセンター、スポーツセンター、交流センターなどの中でも、大人の人といっしょのときだけです。

（5）公園などの屋外で カードゲームや携帯ゲーム機を 使用することは控え、必ず屋内で 使用しましょう。

（6）きまりを まもって、自転車に 乗りましょう。

①自転車に 乗れる範囲は　１・２年生：家のまわり（保護者の目の届く範囲）

3年生：拓勇小校区内と拓勇公園、沼ノ端スケートセンター、スポーツセンター、交流センターです。

（お子さまの自転車の運転技能を考慮して各家庭で話し合ってください。）

＊ただし、ならいごとや少年団活動などで校区外へ出かけなければならないときは、保護者の責任において判断してください。

②二人のりはきんしです。横断歩道は、自転車から一度降りて、押してわたりましょう。

③自転車に 乗れる 期間は、おうちで よく話し合って きめてください。冬の自転車乗りは、やめましょう。

３．出かけてよいばしょ

（1）こどもだけであそびに行ってよいのは、拓勇小校区内と拓勇公園です。

（3年生は、沼ノ端スケートセンター・プール、交流センターへは、子ども同士で行くことができます）

（2）ゲームセンターやボーリング場、映画館は、おうちの人か、 それにかわる大人と行きましょう。

４．身だしなみ

（1）　頭髪は、染めたり、脱色したり、パーマをかけたりするなどの加工をしないようにしましょう。

（2）　学校に必要のないアクセサリー類（ピアス、ミサンガ等）をつけるのはやめましょう。

保護者の皆様へのお願い

〇欠席届について・・・・・・欠席、遅刻、早退の場合は、メールや連絡帳で必ずお知らせください。（電話での連絡は、朝8時１０分までにお願いします。）

〇登下校の送迎について・・・自動車での送迎はしないで下さい。特別な事情がある時は、学校近くで降車させ、校地内へ乗り入れないでください。（例年、送迎の保護者の車と児童が接触する事故が起こっています）

〇塾通いについて・・・・・・習いごと、塾や少年団活動は、一度帰宅してから出かけるようご指導願います。

〇金銭について・・・・・・・学校へは不必要なお金を持たせないでください。集金等で持参した場合は、朝のうちに担任に預けるようご指導ください。

☆児童の健全育成のために☆

子ども達による危険な遊びや好ましくない行動を見かけた時は、その場で注意するとともに、学校へもご連絡願います。
（拓勇小学校TEL ５７－２８００）

令和７年度　**みんなのきまり**　（４・５・６年生）

苫小牧市立拓勇小学校

１．　登下校

（１）　寄り道をしないで、決められた通学路を通りましょう。
（２）　登校時間を守りましょう。（７：５０～８：１０）
（３）　下校時刻を守りましょう。（下校完了時刻は帰りの会終了１０分後）

下校完了時刻			
	月・火・木	【５校時】１４：２５	【６校時】１５：１５
	水・金	【５校時】１３：５０	【６校時】１４：４０

（４）　持ち物には必ず名前をつけましょう。
（５）　学校内では必ず記名章をつけましょう。

２．　遊びの約束

（１）　外出するときは、行き先や帰りの時間を家の人に知らせておきましょう。
（２）　市内全小学校で決められている帰宅時刻を守りましょう。
　４月：午後５時３０分　５～８月：午後６時　９月：午後５時３０分　１０月：午後４時３０分
　１１～１月：午後４時　２月：午後４時３０分　３月：午後５時
（３）　危険な遊びはやめましょう。（道路や線路、川、沼では遊ばない。）
（４）　用事がないのに、お店への出入りはやめましょう。家の人の許可があればお店で買い物をしてもかまいません。屋外での飲食は、保護者同伴以外はやめましょう。自動販売機の利用も、屋外はもちろん、沼ノ端コミュニティセンター、沼ノ端児童センター、スケートセンター、スポーツセンター、交流センターなどの屋内施設でも、保護者同伴以外はやめましょう。
（５）　公園などの屋外でのカードゲームや携帯ゲーム機使用は控え、必ず屋内で使用しましょう。
（６）　きまりを守って、自転車に乗りましょう。
　①自転車に乗れる範囲は　拓勇小校区、拓勇公園、沼ノ端コミュニティセンター、沼ノ端児童センター、スケートセンター、スポーツセンター、交流センターです。（この範囲内で、児童の運転技能を考慮し、各家庭で話し合ってください。）
　　＊ただし、習いごとや少年団活動などで、どうしても上記外へ出かけなければならない時は、保護者の責任において判断してください。
　②二人乗りは禁止です。横断歩道では必ず自転車から降りて、押して渡りましょう。
　③自転車に乗れる期間は、家庭でよく話し合って決めてください。冬季間は乗らないようにしましょう。

３．　出かけてよい範囲

（１）　子どもだけで遊びにいっても良い範囲は、拓勇小校区内と拓勇公園です。
（２）　４年生以上で上記以外に子どもだけで出かけることができるのは、博物館、図書館、科学センター、総合体育館、ハイランド、スケートセンター、プールなどの公共施設だけです。その時は家の人の許可を受けて出かけましょう。
（３）　ゲームセンターやボーリング場、映画館は、保護者、またはそれに代わる大人と行きましょう。

４．身だしなみ

（１）　頭髪は、染めたり、脱色したり、パーマをかけたりするなどの加工をしないようにしましょう。
（２）　学校に必要のないアクセサリー類（ピアス、ミサンガ等）をつけるのはやめましょう。

保護者の皆様へのお願い

〇欠席届について・・・・・・欠席、遅刻、早退の場合は、メールや連絡帳で必ずお知らせください。
（電話連絡の際は、８時１０分までにお願いします。）
〇登下校の送迎について・・・自動車での送迎はしないでください。特別な事情がある時は、学校近くで降車させ、校地内へ乗り入れないでください。（例年、送迎車と児童の接触事故が学校付近で起こっています）
〇塾通いについて・・・・・・・習いごと、塾や少年団活動は、一度帰宅してから出かけるようご指導願います。
〇金銭について・・・・・・・・学校へは不必要なお金を持たせないで下さい。必要のため持参した場合は、朝のうちに担任に預けるようご指導ください。

☆児童の健全育成のために☆
子ども達による危険な遊びや好ましくない行動を見かけた時は、その場で注意するとともに、学校へもご連絡願います。（TEL ５７－２８００）

令和7年度『児童・生徒生活のきまり』

項目	小学生	中学生
帰宅時刻	**4月：午後5時30分** **5月から8月：午後6時** **9月：午後5時30分** **10月：午後4時30分** **11月から1月：午後4時** **2月：午後4時30分** **3月：午後5時**	**4月から9月　：午後6時30分** **10月から3月　：午後6時** ※部活動やスポーツ少年団等の活動については、指導者の指示に従い、速やかに帰宅すること。
祭典時帰宅時刻		祭典（樽前山神社例大祭・港まつり）及び地域・町内会の祭典や盆踊りについては、**午後8時** ※10月から3月に行われる祭典等における帰宅時刻は午後6時とする。ただし、スケートまつりにおいては午後6時まで会場に滞在可能とするが、その後速やかに帰宅すること。
ボウリング場	**小学生のみでの入店は禁止とする。利用する場合は、保護者または保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。**	**保護者の責任の下、店舗が示すルールに従って利用する。**
飲食店の出入り	保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。	ファミレスや食堂、ファストフード店以外は、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。 ※ただし、ファミレスや食堂、ファストフード店であっても、登下校時の利用は禁止とする。
釣り	保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。	保護者の責任の下、**危険のない場所へ３人以上のグループで行く**こと。なお、早朝・夜間（帰宅時刻以降翌朝8時まで）の釣りは禁止とする。
サイクリング	保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。	**保護者の責任の下**実施し、行き先、同伴者名、帰宅時刻を告げて、**危険のない行動**を取ること。
アルバイト	**原則禁止**とする。	①**原則禁止**とする。 ②中学生の新聞配達は、保護者の同意と校長の承認を得て従事する。
項目	**小・中学生**	
ゲームセンター及びゲームコーナー（専門店、大型店、デパートなど）、カラオケ店、インターネットカフェ	**小・中学生のみでの入店は禁止**とする。利用する場合は、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。**（必ず一緒にいること）**	
映画館	**保護者の責任の下、店舗が示すルールに従って利用する。**	
パチンコ店、場外馬券場など	**小・中学生の入場が認められない施設**への出入りは、**保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴でも禁止とする。**	
交通道徳	①**車道、歩道、遊歩道**など路上での遊びは厳禁とする。（インラインスケート、スケートボード、キックボード、一輪車、ローラーシューズ、ボール遊び、ソリ遊びなどを含む） ②道路の横断は、必ず左右を確認し、絶対に飛び出したりしないこと。 ③**自転車の二人乗り、無灯火、並走、ジグザグ運転、イヤホンやスマホを使用する「ながら運転」などは絶対にしないこと。**また、横断歩道は押して渡ること。 ④冬季間の自転車の利用は危険であるため、出来るだけ利用しないこと。ただし、**積雪・凍結路面での利用は厳禁**とする。（学校からの連絡を確認すること。） ⑤交通事故に遭った場合は、ただちに警察署（１１０番）に通報し、学校にも連絡すること。	

項目	小・中学生
外出・外泊の注意	①外出時には保護者に**行き先、目的、同伴者、帰宅時刻**を伝えてから出かけること。 ②上記の帰宅時刻以降の外出は、**保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴**のこと。 ③服装は、**不審者からの被害を防ぐためにも、**露出の多い服装や華美なものは避けること。 ④**小・中学生のみでの外泊**は原則**禁止**とする。 ⑤**留守家庭や空き家**などには絶対に入らないこと。
インターネット（携帯電話・スマートフォン・パソコン・ゲーム機など）利用の注意	**※「とまこまい情報機器利用の約束」を守ること。** ①**携帯電話、スマートフォンについては、保護者の責任の下使用すること。** ②**SNS等（LINE・X・Instagram・TikTok・YouTube・オンラインゲームなど）の**利用に当たっては、**個人情報が特定される恐れのあるもの（写真や動画も含む）の掲載**や他人への誹謗・中傷は載せないこと。 ③**マッチング・出会い系アプリなどには一切関わらない**こと。
不審者への対策	①知らない人の誘いには決して応じないこと。また、**身の危険を感じた時はすぐに逃げ**て、近くの「こどもSOSの家」やコンビニなどの店舗、住宅、近くの大人などに助けを求めること。 ②小・中学生の一人歩きは出来るだけ避け、**夜間（帰宅時刻以降）の単独外出は防犯上厳禁とする。（ただし、塾や習い事の行き帰り等、やむを得ない理由で保護者が認めた場合を除く）** ③不審者から被害を受けた場合は、**ただちに警察署（１１０番）に通報**し、学校にも連絡すること。
タバコ、アルコール及び薬物等の禁止	①タバコ(電子タバコを含む)やアルコール(ノンアルコールも含む)飲料の所持・使用・飲用を禁止とする。 ②大麻、覚醒剤などの**麻薬及び危険ドラッグは絶対に使用しない**こと。 ③シンナー、ボンド、その他の有機溶剤などの使用やガス吸引などの危険行為は絶対にしないこと。
海や川の注意	①海岸は潮の流れが速く、また、海底が急激に深くなり危険なので、**海には絶対に入らない**こと。 ②**川には近づかないこと。また、絶対に入らない**こと。 ③結氷した川や湖、沼などの危険な場所では遊ばないこと。
親水公園、海水浴場、プール、スケート場の注意	①親水公園、海水浴場の**小・中学生のみでの利用は禁止**とし、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。 ②プール・スケート場の利用は、注意事項をよく守ること。
キャンプ・登山	**小・中学生のみでのキャンプ・登山は禁止**とし、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴のこと。
その他	①**地域の方に注意をされた場合は素直に従う**こと。 ②公共施設、大型店、デパート、商店、コンビニなどで、**万引きなどを疑われるような行為をしないこと。**また、迷惑をかけるような行動を取らないこと。 ③**火遊び（爆竹、ライター等）**や危険な玩具**（エアガンなど）**での遊びはしないこと。 ④花火は、近所に迷惑をかけないよう時間・場所・安全を考えて、**保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴の**こと。 ⑤危険な場所**（工事現場、資材置き場、廃屋、空家、線路など）**には立ち入らないこと。

〇連絡先

◇学校名（　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　電話（　　　　　　　　　　　　　）

◇苫小牧警察署　電話　0144-35-0110　又は　110番

◇苫小牧市少年指導センター（健康こども部青少年課内）　電話　0144-32-6148

◆苫小牧市「児童・生徒生活のきまり」委員会構成メンバー

◆苫小牧市小学校生徒指導連絡協議会	◆苫小牧市中学校生徒指導連絡協議会	◆苫小牧市少年指導センター